

## 随意契約結果(物品等)

第2四半期分

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	駐車場共通回数券（11,000円券）ほか2点印刷	O8特殊印刷	アマノ（株）	¥1,901,900	7月11日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G3	-
2	鶴見北中央公園パーゴラ修繕	建物修繕	（株）コトブキ	¥1,591,700	8月5日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G3	-
3	とんぼりウォーク防犯設備表示灯修繕	設備修繕	（株）ゼロワンオカダ	¥1,089,000	8月22日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G3	-

# 1

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

駐車場共通回数券（11,000円券）ほか2点印刷

### 2 契約の相手方

アマノ株式会社

### 3 随意契約理由

今回印刷する駐車場共通回数券は市立駐車場駐車管制設備に対応する磁気券です。

本回数券は、アマノ株式会社が独自に開発したシステムにより製造されたものであり、他に互換性を持つ製品はありません。また、磁気情報についても同社の保有する機密であり、同社以外では取り扱われていません。

そのため、本回数券の印刷については、本システムの全般部品を供給し、代理店を介さず直接事業を請け負っている上記業者への随意契約を依頼します。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

建設局 道路河川部 調整課

## 2

### 随意契約理由書

#### 1 修繕名称

鶴見北中央公園パーゴラ修繕

#### 2 契約の相手方

株式会社コトブキ

#### 3 隨意契約理由

本件は、鶴見北中央公園に設置しているパーゴラについて修繕を行うものである。

鶴見北中央公園に設置しているパーゴラのルーバーに破損が判明したことから、ルーバーを撤去しているが、今後も来園者に対し継続的に快適な休憩施設として提供するため修繕を行う必要がある。

当該施設は上記業者が設計製作したもので、修繕部品も他社では製作していない。また、施設全体の安全性の確保も含め、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

#### 4 法令根拠

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

#### 5 担当部署

鶴見緑地公園事務所

### 3

#### 隨 意 契 約 理 由 書

##### 1 修繕名称

とんぼりウォーク防犯設備表示灯修繕

##### 2 契約の相手方

株式会社ゼロワンオカダ

##### 3 隨意契約理由

本修繕は、とんぼりウォーク防犯設備の管理に必要な防犯表示灯について、経年劣化による故障及び機能が低下しているため、構成部品の交換を行うものである。

本設備は、ゼロワンオカダが設計製作したもので、修繕にあたっては当初の設計に基づき、最も適切な調整を実施するとともに、修繕に伴う当該機器の分解及び再組立を製作時と同一の手法を用いて行い、防犯設備としての性能を継続維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から他社にその修繕を行わせることはきわめて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

よって、本修繕ができる業者は、製作会社である（株）ゼロワンオカダのみである。以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

##### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

##### 5 担当部署

建設局企画部工務課（道路公園設備担当）